

令和 6 年 8 月 21 日  
国 立 研 究 開 発 法 人  
日本原子力研究開発機構  
敦 賀 事 業 本 部

新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの  
原子力事業者防災業務計画の修正に伴う関係自治体との協議の開始について  
(お知らせ)

当機構は、原子力災害対策特別措置法<sup>\*1</sup>に基づき、新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）及び高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の原子力事業者防災業務計画<sup>\*2</sup>（以下「防災業務計画」という。）の見直しを行っています。同法に基づき本日から、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体

- ・「ふげん」：福井県、敦賀市、滋賀県
- ・「もんじゅ」：福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

2. 「防災業務計画」の主な修正事項

- ・組織改正に伴う変更

3. 「防災業務計画」の修正予定日

- ・組織改正後速やかに実施予定

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成 11 年 9 月 30 日に発生した JCO ウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年 12 月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成 24 年 6 月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画（防災業務計画）

原災法第 7 条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、及び、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第 2 項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

以 上